

岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和37年岡崎市条例第30号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主 _____ を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（償還）

第1条 乙は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に甲から借り受けた _____ 円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（1）償還期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

（2）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

（遅延損害金）

第2条 乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、償還すべき元金の額に年3%を乗じて計算した遅延損害金（計算した額が1,000円未満である場合は全額切り捨て、100円未満の端数切り捨て）を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第3条 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（保証）

第4条 連帯保証人 _____ は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人
住所 _____

氏名 _____ 印